

		A工事	B工事	C工事	備考	
		標準仕様	変更内容	変更内容		
費用負担		事業主(甲)	テナント(乙)	乙		
資産区分		甲	乙	乙		
原状回復義務		—	あり	あり		
設計者		甲	甲又は甲による指定設計者	乙又は乙による指定設計者		
施工者		甲	甲又は甲による指定業者	乙又は乙による指定業者		
建築工事	床	厨房:押さえコンクリート金ゴテ 厨房内諸室:ビニル床シート 飲食スペース:ビニル床シート[既存のまま] パントリー:ビニル床シート	—	A工事に降の全工事	・飲食スペースのビニル床シートを撤去する場合は、同程度のビニル床シートにて原状復旧とする ・厨房床仕上げ、壁仕上は現状復旧としなくてよい	
	防水	厨房:改質アスファルト防水(押さえコンクリートFL+60まで)	C工事設計に起因する追加・変更工事	—	防水区画変更可否については要協議 C工事業者が床仕上げレベルの調整を行う	
	壁	厨房:LGS下地の上、PB貼 厨房内諸室:ケイカル板 EP-G塗 飲食スペース:LGS下地の上、PB貼 パントリー:LGS下地の上、PB+ケイカル板EP-G貼	—	A工事に降の全工事		
	天井	厨房:なし(CLGS下地共撤去済み) 厨房内諸室:化粧石膏ボード(事務室は岩綿吸音板t9) 飲食スペース:なし(CLGS下地共撤去済み) パントリー:なし(CLGS下地共撤去済み)	—	A工事に降の全工事	既存吊りボルトは存置して引き渡す	
	天井点検口	—	—	A工事に降の全工事	法令上防火設備(FD)付近に設置すること	
	建具	厨房内建具	—	A工事に降の全工事 (出入口建具の撤去・新設を含む)	A工事新設建具(高さ・有効寸法)はC工事業者と調整を行う 飲食スペース出入口建具新設は電気工事もC工事とする。(原状復旧とする)	
	飲食スペース間仕切壁	—	—	A工事に降の全工事	退去時に原状復旧が必要 天井までとする場合は区と協議が必要	
電気設備工事	電灯コンセント設備 (1φ100/200V)	基準容量・基準配置の主開閉器盤及び分岐盤設置迄 Whメータ及び主幹ブレーカー設置及び集中検針へのつなぎこみ含む	C工事設計に起因する追加・変更工事	A・B工事に降の全工事 (テナント盤及び空調換気への電源配線を含む)		
	動力設備 (3φ200V)	基準容量・基準配置の主開閉器盤まで及び分岐盤設置迄 Whメータ及び主幹ブレーカー設置及び集中検針へのつなぎこみ含む	C工事設計に起因する追加・変更工事	A・B工事に降の全工事 (テナント盤及び空調換気への電源配線を含む)		
	電話設備	メタル配線	専有部配線(5回線)実装まで	C工事設計に起因する追加・変更工事	A・B工事に降の全工事	
		光配線	専有部配管突出しまで	C工事設計に起因する追加・変更工事	A・B工事に降の全工事	
	放送設備	単独BGM等ローカル放送	非常放送用カントリー(防災・消防設備工事参照)	C工事設計に起因する追加・変更工事	A・B工事に降の全工事	
		有線放送(BGM)	非常放送用カントリー(防災・消防設備工事参照)	C工事設計に起因する追加・変更工事	A・B工事に降の全工事	
	防犯設備(機械警備含む)	—	—	全工事	防災センターとの連動可否について要協議	
	TV共聴	共用部に分配器設置、及び専有部配管突出しまで	C工事設計に起因する追加・変更工事	A・B工事に降の全工事		
サイン用電源	—	—	全工事	専有部内に設置するサイン用の電源については 専有部盤より電源取得の事		
空調・換気設備工事	空調設備	一般	区画内冷温水管、ドレン配管突出し・プラグ止め及び室内機設置迄	C工事設計に起因する追加・変更工事	A工事に降の全工事(位置移設含む)	
		室外機	—	C工事設計に起因する追加・変更工事	全工事(追加設置する場合)	
	一般換気設備	排気ファン、専有部ダクト突出し及び電源工事迄	C工事設計に起因する追加・変更工事	ダクト接続までの全工事		
	厨房換気設備	排気ファン、専有部ダクト突出し及び電源工事迄	C工事設計に起因する追加・変更工事	ダクト接続までの全工事	変更可否については要協議	
	特殊換気(炭火・ピザ釜対応等)	標準設計に基づく全工事	C工事設計に起因する追加・変更工事	—	変更可否については要協議	
給排水・衛生・ガス設備工事	衛生器具/厨房器具	—	—	全工事(厨房器具の入替含む)		
	給水設備	専有部配管突出し・プラグ止めまで(上水系統) 給水メータ設置及び集中検針へのつなぎこみ含む	C工事設計に起因する追加・変更工事	全工事(専有部配管突出し以降)	メーター仕様については要確認	
	給湯設備	—	—	全工事		
	排水・通気設備	専有部配管突出し・プラグ止めまで(排水系統)	C工事設計に起因する追加・変更工事	全工事(防水目皿含む)	排水箇所の追加・移設可否については要協議	
	厨房排水	専有部配管突出し・プラグ止めまで(厨房排水系統)	C工事設計に起因する追加・変更工事	全工事(防水目皿・GT設置含む)	排水箇所の追加・移設可否については要協議	
	ガス設備	—	—	—		
防災・消防設備工事	排煙設備	標準設計に基づく全工事	C工事設計に起因する追加・変更工事	—		
	消火設備(スプリンクラー)	標準設計に基づく全工事(スプリンクラーヘッド取付を除く)	C工事設計に起因する追加・変更工事	—		
	消火器	標準設計に基づく全工事	C工事設計に起因する追加・変更工事	—		
	ダクトフード消火設備	電源線及び警報線は共用部まで敷設し、専有部に配管突出しまで	C工事設計に起因する追加・変更工事	全工事		
	自動火災報知設備	標準設計に基づく全工事	C工事設計に起因する追加・変更工事	—		
	非常放送設備	標準設計に基づく全工事	C工事設計に起因する追加・変更工事	—		
	ガス漏れ警報設備	—	—	—		
	カントリー	共用部の弱電端子盤〜カントリーコンセント迄の配管及び配線迄 (コンセント本体の設置も含む)	C工事設計に起因する追加・変更工事	—	カントリーコンセントの位置変更はB工事	
	非常照明・誘導灯	標準設計に基づく全工事	C工事設計に起因する追加・変更工事	—		
	防火区画貫通処理	—	—	—		
	防災センターとの信号線配線接続	A工事機器への配線接続	—	—	専有区画の防犯設備状況要確認	
その他	サイン工事	—	—	全工事		